

○総務省令第六十二号

海上交通安全法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五十三号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四百十三条の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月二十三日

総務大臣 武田 良太

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(水底線路の敷設等による航行禁止の範囲)  
第五十四条 法第四百三十三条の総務省令で定める範囲は次のとおりとする。

一 水底線路の敷設又は修理に従事している船舶であつて、その旨を示す標識を掲げているものから海域及び航行する船舶の総トン数に応じて、それぞれ次の表に定める距離の範囲

海域	航行する船舶の総トン数	
	[略]	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

〔二〕略  
〔2〕略

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正前

(水底線路の敷設等による航行禁止の範囲)  
第五十四条 [同上]

一 水底線路の敷設又は修理に従事している船舶であつて、その旨を示す標識を掲げているものから海域及び航行する船舶の総トン数に応じて、それぞれ次の表に定める距離の範囲

海域	[同上]	
	[同上]	[同上]
	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]

〔二〕同上  
〔2〕同上

## 附 則

この省令は、海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年七月一日）から施行する。